

〇一関工業高等専門学校地域共同テクノセンター委員会知的財産部会規則

(平成20年3月31日制定)

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則(以下「知的財産規則」という。)
第5条及び地域共同テクノセンター規則第14条の規定に基づき、知的財産部会(以下「部会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 部会は、校長の諮問と指示に基づき、知的財産規則第5条に定められた事項について審議する。
2 前項のほか、本校における共同研究及び受託研究の受入について審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一 地域共同テクノセンター長
二 副地域共同テクノセンター長
三 校長が指名する教員1名
四 総務課長

(任期)

第4条 前条第五号の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 部会に部会長を置き、地域共同テクノセンター長をもって充てる。
2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 部会長は部会で審議した事項を総括して校長に報告するものとする。

(事務)

第8条 部会の事務は総務課において処理する。

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校知的財産委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年5月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月5日規則第6号）

この規則は、令和3年8月5日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第27号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。